



日本カイロプラクティック登録機構

厚生労働省への登録者名簿提出（三回目）

関係者各位

拝啓

晩秋の候、皆様方におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。

去る11月6日、遠山清彦衆議院議員の議員事務室において、日本カイロプラクティック登録機構（JCR）の村上佳弘理事は厚生労働省医政局医事課課長に登録者名簿（登録カイロプラクター名簿）を提出し受理されました。

第三回目となる今回は、登録者のみならず、幅広く業界全体が国民生活センターの要請で作成された「カイロプラクティックの安全性に関するガイドライン」および「カイロプラクティックの広告に関するガイドライン」を遵守するために、業界として努力することについて話し合われました。

今年は、公認心理師が国家資格として認められた動きもありました。当機構は、国民の安全性を確保する観点からヘルスケアの専門職としてカイロプラクターが認められることは業界としても望ましいことであり、自主規制の一環として当機構の登録制度および登録試験が重要である旨について説明を行いました。

ぜひとも、日本国内でカイロプラクティックを利用する人々の健康と安全を守る観点から、当機構の登録制度に引き続きご協力いただけますようお願い申し上げます。

敬具

平成27年11月12日

日本カイロプラクティック登録機構（JCR） 事務局